

# 北海道森林吸収源対策推進計画の概要

## 計画策定の考え方

### 計画策定の趣旨

- ▶ 国では、平成27年12月に採択された「パリ協定」を踏まえ、我が国の温室効果ガス削減目標達成のため、平成28年5月「地球温暖化対策計画」を閣議決定  
〔 森林吸収源対策の目標として、平成42(2030)年度に平成25(2013)年度の温室効果ガス総排出量の2.0%に相当する約2,780万t-CO<sub>2</sub>の森林吸収量を確保 〕
- ▶ 道では、人工林が利用期を迎え、林業・木材産業の成長産業化に向けた取組の推進や森林づくりを道民全体で支える気運の醸成を図るため、平成29年3月「北海道森林づくり基本計画」を見直し
- ▶ 国・道による計画策定、森林資源の充実や循環利用を進める木材利用技術の進展などを踏まえ、森林の適切な整備・保全や木材・木質バイオマスの利用拡大をより一層推進し、地球温暖化防止に積極的に貢献するため、「北海道森林吸収源対策推進計画」の見直しを行う

### 計画の位置付け

- ▶ 北海道森林づくり基本計画の施策別計画
- ▶ 北海道地球温暖化対策推進計画と調和を図る

### 計画期間

- ▶ 北海道森林づくり基本計画との整合性を図り平成38(2026)年度までとする

## 北海道の森林吸収源対策の現状と課題

### 森林の整備・保全の推進 ～CO<sub>2</sub>吸収量確保～

- ・森林経営計画や森林認証制度の着実な推進
- ・森林経営意欲の低下により間伐遅れの森林も依然多い
- ・保安林は計画的に整備・保全
- ・林業事業体の素材生産の生産性は横ばいで推移

### 木材及び木質バイオマスの利用の促進 ～CO<sub>2</sub>排出削減～

- ・利用期を迎えた道産木材の供給量は増加
- ・建築用材利用は、住宅着工戸数の低迷により横ばいで推移
- ・木質バイオマスのエネルギー利用は順調に増加
- ・品質性能の確かな製品の増加

### 道民参加の森林づくり等の推進

- ・ホームページ等を活用した木育イベント等の情報発信
- ・植樹や育樹活動、森林教室の実施校の増加等により活動が充実
- ・木育マイスターをH22からH28までに200名育成

現状

課題

- ・利用期を迎えた人工林の計画的な伐採と着実な再造林の推進
- ・成長が旺盛な優良種苗の安定的な供給体制の整備
- ・森林所有者の自助努力では間伐が進まない森林の整備
- ・路網整備や高性能林業機械の導入促進などによる施業の低コスト化等

- ・民間施設の木造化・木質化や中高層・大規模建築物等での道産木材の利用拡大
- ・木質バイオマスの需要増加に対応するための林地未利用材等の安定供給体制づくり
- ・林業・木材産業の成長産業化に向け、建築材など付加価値の高い製品の安定供給体制整備等

- ・森林づくりや木材利用に対する道民への理解の醸成
- ・企業やNPOなど民間と連携した森林や木にふれ親しむことのできる場の充実
- ・道民等が自発的に取り組むことができる活動の場の提供や木育マイスター等多様な主体と連携した木育活動の充実等

見直しのポイント

～間伐主体から森林資源の循環利用へ～

- 人工林の計画的な伐採と着実な再造林による森林資源の若返り
- 森林環境税等新たな仕組みを活用した森林整備の推進

～木材利用技術の進展、FIT等の施行を踏まえ～

- 公共建築物に加え、民間建築物での地域材利用の促進
- 熱供給・発電・熱電併給施設での木質バイオマス利用促進

～北海道で生まれ、定着しつつある木育～

- 多様な主体との連携による木育活動の全道展開

# 計画の展開方向

## 1 森林の整備・保全の推進

### 健全な森林の整備

- ・計画的な伐採と着実な再生林による森林資源の若返り
- ・成長の旺盛な優良種苗の安定供給
- ・森林環境税等を活用した長期間放置された森林の整備
- ・適切な間伐等の推進
- ・多様で健全な森林づくりの推進

### 保安林等の適切な管理・保全の推進

- ・計画的な保安林の配備と保全の推進
- ・公益的機能の低下した保安林の整備
- ・森林パトロールなどによる山地災害等の未然防止
- ・エゾシカなどによる森林被害への対策の推進

### 効率的かつ安定的な林業経営の推進

- ・路網の整備など森林施業の低コスト化の促進
- ・森林施業プランナーなど人材の育成・確保や労働環境の改善
- ・登録制度の活用などによる林業事業体の経営力の強化

### <計画の指標>

森林の整備・保全を推進するには、計画的な森林経営を行うことが重要なことから、森林所有者等が自ら作成する「森林経営計画」の認定率を指標として設定

#### ◆森林経営計画の認定率〔新規〕

(H27) 71% ➡ (H38) 83%

## 2 木材及び木質バイオマスの利用の促進

### 地域材の利用の促進

- ・公共建築物をはじめとした木造化・木質化の促進
- ・道産CLTなど新たな木材需要の創出と供給体制の整備

### 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・木質バイオマスボイラー等の導入による利用促進と普及
- ・熱電併給施設などへの安定的・効率的な木質バイオマスの供給体制づくり

### 木材産業の競争力の強化の推進

- ・付加価値が高い品質や性能の確かな製品の供給体制の構築
- ・生産規模の拡大など効率的な加工・流通体制の整備

### <計画の指標>

木材による炭素固定機能や、化石燃料の代替えとしてのCO2排出削減効果を評価するため、「針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率」、「木質バイオマスエネルギー利用量」を指標として設定

#### ◆針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率〔新規〕

(H27) 36% ➡ (H38) 43%

#### ◆木質バイオマスエネルギー利用量〔継続〕

(H27) 61万m<sup>3</sup> ➡ (H38) 128万m<sup>3</sup>

## 3 道民参加の森林づくり等の推進

### 森林づくりや木材の利用に対する道民理解の促進

- ・森林づくりや木材利用の意義などに関する情報の発信
- ・森林体験活動など森林や木材にふれあう機会の充実

### 道民参加の取組の推進

- ・森林活動のリーダーとなる木育マイスターの育成と活用
- ・企業やNPOなど民間主体の木育活動の促進

### <計画の指標>

道民参加の取組は、多岐の分野にわたることから、平成16年度にはじめて北海道から発信された「木育」の活動回数を指標として設定

#### ◆民間及び民間との協働による木育活動の数〔新規〕

(H27) 174回 ➡ (H38) 350回

森林吸収源対策を総合的に推進し、地球温暖化防止に積極的に貢献